

AOMORI LAW AND POLITICAL SCIENCE REVIEW

No.23 2022

CONTENTS

Articles

Relationship between the Legal Nature of the Rights under Article 36 of the VCCR and the Legal Consequences of its Violation

View from the 2019 Judgment of ICJ on Jadhav case ONO Shohei

Workers' Accident Compensation

Transformation and Issues in Taiwan LIAO Hsiuya

Reserch Note

One Frame of Landscape in Japanese Inheritance Law

Study of the Problem about Low Amount of Contribution in Elderly Ccare

..... WATANABE Yoshihiro

Case Comment

Anmerkung zum Urteil von 18.12.2020 Landgericht Tokio

Wirksamkeit der Änderung der Einstufung aus betrieblichen Gründen und der Versetzung in die ganz andere Aufgabe OMATA Katsuji

Report

Argument about Surplus of National Treasury by Shunosuke Inada

..... OOTAKE Akihiro

AOMORI LAW INSTITUTE

青森法政論叢

第23号 2022年

目次

論文

ウィーン領事関係条約第36条の権利の法的性質とその侵害の法的帰結の関係
—2019年 Jadhav 事件国際司法裁判所判決を素材として—

.....小野 昇平 1

台湾における労災保険制度の変容と課題 廖 修雅 21

研究ノート

相続法をめぐる風景の断面

—高齢者介護の寄与分認定の閉塞感を考える— 渡辺 義弘 39

判例研究

職務等級制度の下での降格と配転の適法性

—ELC事件・東京地判令和2年12月18日 労働判例1249号（2021年）71頁、
労経速2442号（2021年）3頁— 小俣 勝治 49

報告

稲田周之助の剰余金論

—「剰余金支出問題と稲田周之助」補遺— 大竹 昭裕 58

青森法学会

青森法学会規約

- 第1条（名称） 本会は「青森法学会（Aomori Law Institute）」と称する。
- 第2条（目的） 本会は法学・政治学およびその関連分野の研究・普及を図ることを目的とする。
- 第3条（事業） 本会は次の事業を行う。
- 研究会・講演会の開催
 - 研究誌の発行
 - その他、総会で適当と認めた事業
- 第4条（事務局） 本会の事務局は弘前大学人文学部研究室内に置く。
- 第5条（会員） ①以下のいずれかに該当する者は、本会会員となることができる。
- 青森県内の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する法学・政治学およびその関連分野の研究者
 - 青森県内の法曹、その他法律・行政に関わる実務家
 - 青森県内の大学・大学院に在籍する学生およびその卒業生で、本会会員の推薦を受けた者
 - その他本会の趣旨に賛同する者（法人を含む）で、本会会員の推薦を受けた者
- ②会員になろうとする者は、理事会に入会を申し込み、その承認を得るものとする。
- ③会員は総会で定める年会費を納入しなければならない。
- 第6条（役員） ①本会に次の役員を置く。
- 会長 1名
 - 理事 若干名
 - 監事 1名
- ②前項第2号ないし第3号の役員は総会で選出する。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ③第1項第1号ないし第2号の役員をもって理事会を組織する。
- ④第1項第1号の役員は理事会において互選により決定する。
- 第7条（総会） ①会長（会長に事故がある場合はその代理、以下同じ）は毎年1回総会を招集しなければならない。また、会長が必要と認めるときは、何時でも総会を招集することができる。
- ②総会は会員の3分の1の出席をもって成立する。
- ③総会の議決は出席者の過半数の賛成を要する。総会に出席しない会員は、書面により他の会員に議決権の行使を委任することができる。
- 第8条（改正） 本規約を改正するには、総会における出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 附則 1. 本規約は1999年1月24日から効力を有する。

青森法学会役員 会長 堀内健志（弘前大学名誉教授） 理事 大竹昭裕（青森県立保健大学）
理事 大野拓哉（弘前学院大学） 理事 小俣勝治（青森中央学院大学）
理事 金美和（青森中央学院大学） 理事 平野 潔（弘前大学）
監事 鍋嶋正明（弁護士）

青森法学会学術雑誌規程

- 青森法学会は、法学・政治学およびその関連分野の研究の発展を目的として、『青森法政論叢』（以下本誌という）を刊行する。
- 本誌の編集は、青森法学会におかれる編集委員会が行う。
- 本誌に投稿する資格を有する者は、次の通りとする。
 - 青森法学会の会員
 - 編集委員会が特に認めた者
- 使用言語は原則として日本語または英語とする。
- 本稿に掲載する原稿の種類と長さ（400字詰め原稿用紙換算）は、原則として、以下の通りとする。英語の場合もこれに準ずる。

論文	70枚以内	研究ノート	40枚以内	判例研究	30枚以内
報告	30枚以内	翻訳	40枚以内	書評	20枚以内
- 投稿原稿の採否に関しては、編集委員会の委嘱する審査委員の審査を経て、編集委員会で決定する。
- 原稿の掲載が決定した者に対し、雑誌発行に要する費用の一部について、応分の負担を求められることがある。

執筆者紹介

小野 昇平（柴田学園大学 国際法）
廖 修雅（関西外国語大学 労働法）
渡辺 義弘（弁護士 民事手続法）
小俣 勝治（青森中央学院大学 労働法）
大竹 昭裕（青森県立保健大学 憲法）

青森法政論叢編集委員会

大竹昭裕（委員長） 小野昇平
小俣勝治 見山正史 西東克介

2022年8月31日発行 ¥1200+税
編集兼 青森法学会
発行者
〒036-8560 弘前市文京町1番地
弘前大学人文社会科学部内
印刷所 ぶりんていあ第二